

北海道スウェーデン協会規約

第1章 総 則

第1条（名称）

本協会は、北海道スウェーデン協会という。

第2条（事務所）

本協会の事務所は、会長の指定する場所に置く。

第3条（目的）

本協会は、文化・学術・スポーツ・経済等の交流を通じて、北海道とスウェーデン王国との交流親善を促進し、生活・文化の向上、貿易の振興など相互の発展を図ることを目的とする。

第4条（事業）

本協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) スウェーデンに対する北海道の積極的な紹介及び情報の提供
- (2) スウェーデンについての研究・視察の機会の設定及びスウェーデンに関する資料並びに情報の提供
- (3) 講演会・セミナー・展示会等の開催
- (4) 北海道を訪れるスウェーデン人との懇親会及び会員家庭への招待等歓迎行事の開催
- (5) 在札スウェーデン王国名誉領事館との協力及びスウェーデン関係機関との連絡の緊密化による各種情報の交換
- (6) その他、前条の目的達成に必要な事業

第2章 会 員

第5条（会員の種別）

本会の会員は、第3条の目的に賛同する次の正会員・特別会員・名誉会員及び学生会員をもって構成する。

- (1) 正会員：本協会の目的に賛同する個人又は団体
- (2) 特別会員：本協会の目的に賛同し、特にスウェーデンとの関連の深い個人又は団体
- (3) 名誉会員：理事会において推薦を受けた個人又は団体
- (4) 学生会員：本協会の目的に賛同する学生

第6条（入会及び資格の喪失）

1. 本協会の会員になろうとする者は、入会申込書を会長に提出し、その承認を得なければならない。
2. 本協会の会員は、次の事由によって会員の資格を喪失する。
 - (1) 理由を付して退会届を提出したとき
 - (2) 本協会が解散したとき
 - (3) 死亡したとき
 - (4) 2年以上会費を滞納したとき
 - (5) この協会の名誉を傷つけたとき

第7条（会費）

1. 本協会の会員は、会費を納めなければならない。
2. 会費の額は、次のとおりとする。

正会員	個人	年会費	4,000円
	団体	年会費	20,000円
3. 既納の会費は返還しないものとする。

第3章 役員等

第8条（役員）

本協会に役員を置く。

- | | | |
|--------|------|-----|
| (1) 理事 | 会長 | 1名 |
| | 副会長 | 若干名 |
| | 理事長 | 1名 |
| | 理事 | 若干名 |
| | 常任理事 | 若干名 |
| (2) 監事 | | 2名 |

第9条（役員を選任）

役員は、総会において会員のうちから選任する。

第10条（役員職務）

1. 会長は、本協会を代表し、総会・理事会を招集してその議長となる。
2. 理事長は、会務を掌握し、会長・副会長に事故あるときは、その職務を代理する。また、常任理事会を招集してその議長となる。
3. 理事は、理事会を組織して会務を執行する。
4. 常任理事は、常任理事会を組織して会務を執行する。
5. 監事は、会計監査を行い総会に報告する。

第11条（役員任期）

1. 役員任期は、2年とする。但し再任を妨げない。
2. 補欠により就任した役員任期は、前任者の残任期とする。

3. 役員は、任期満了後でも後任者が就任するまでは、なおその職務を行うものとする。

第12条（事務局）

1. 本協会の事務を処理するため事務局を置く。
2. 事務局長は、会長が委嘱する。
3. 事務局長は、事務局を管理し、事務を処理する。

第4章 会 議

第13条（総 会）

1. 総会は、会員で構成し、年1回以上会長が招集する。
2. 総会は、役員を選出を行うほか、事業計画及び収支計画を決定し、事業報告及び収支予算を承認する。また、理事会が必要と認めた事項を審議する。
3. 総会の招集は、開催の日から少なくとも10日前に通知しなければならない。
4. 総会は、出席会員の過半数をもって議決する。

第14条（理事会）

1. 理事会は、会長・副会長・理事長・理事・常任理事で構成し、年1回以上会長が招集する。
2. 理事会は、総会に提出する議案及び総会の議決によって委任された事項を審議する。
3. 理事会は、出席理事の過半数をもって議決する。

第15条（常任理事会）

1. 常任理事会は、理事長・常任理事をもって構成し、理事長が必要に応じて招集する。
2. 常任理事会は、理事会の委任を受けて本協会の運営に必要な事項を審議・執行する。
3. 常任理事会は、出席常任理事の過半数をもって議決する。

第5章 名誉会長及び顧問

第16条（名誉会長及び顧問）

1. 本協会に、名誉会長及び顧問を置くことができる。
2. 名誉会長及び顧問は、本協会の重要事項に関し、会長の諮問により意見を述べる。

第6章 会計および基金

第17条（会計年度）

本協会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日で終わる。

第18条（経費）

本協会の経費は、年会費及びその他の収入によるものとする。

第19条（基金）

1. 本協会に基金を置く。
2. 特別会員の会費及び寄付金は、基金に繰り入れなければならない。
3. 基金は、安全かつ有利な方法で会長が管理しなければならない。
4. 基金の運用益は、本協会の経費に使用するものとする。

第7章 規約の改正

第20条（規約の改正）

本協会の規約は、総会出席者の3分の2以上の賛成を得て改正することができる。

第8章 付 則

第21条（細則）

この規約を実施するために必要な細則は、常任理事会の議決によって別に定める。

第22条（付則）

1. この規約は、昭和53年11月27日より施行し、昭和53年度から適用する。
2. この規約は、平成6年4月1日から一部改正施行する。
3. この規約は、平成8年10月3日から一部改正施行する。
4. この規約は、平成22年5月26日から一部改正施行する。